

# 認定こども園・保育園利用案内

令和7年度



問合せ先  
栄町福祉・子ども課児童福祉班  
〒270-1592  
千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番(1階6番窓口)  
TEL 0476-33-7707 (直通)

認定こども園（私立）

## 認定こども園ながと幼稚園

栄町脇川116

**（1歳児から）** TEL 0476-95-0751

1号認定（幼稚園） 8:00~14:00

2・3号認定（短時間） 8:00~16:00

2・3号認定（標準時間） 7:00~18:00

延長保育（別途料金）

朝（1号・短時間） 7:00~7:59

夕（1号） 14:01~18:00

（短時間） 16:01~18:00



**休園日** 1号認定 土・日曜日、祝日、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇  
2・3号認定 土・日曜日、祝日、お盆、年末年始（12月29日~1月3日）

保育所（私立）

## 安食保育園

栄町安食3631-2

**（生後満6か月から）** TEL 0476-95-0125

**短時間** 8:30~16:30

**標準時間** 7:00~18:00

延長保育（別途料金）

朝（短時間） 7:00~8:29

夕（短時間） 16:31~19:00（土曜 17:00）

（標準時間） 18:01~19:00（土曜 17:00）



**0歳児の保育利用制限** 満1歳の誕生日を迎えるまでは、延長保育及び土曜日の利用不可  
**休園日** 日曜日・祝日、年末年始（12月29日~1月3日）

## みなみ栄保育園

栄町安食3-10-3

**（生後57日から）** TEL 0476-95-4453

**短時間** 8:30~16:30

**標準時間** 7:00~18:00

延長保育（別途料金）

朝（短時間） 7:00~8:29

夕（短時間） 16:31~20:00（土曜 18:30）

（標準時間） 18:01~20:00（土曜 18:30）



**休園日** 園が定める休日および年末年始（12月29日~1月3日）

小規模保育事業所（私立）

**うさぎとかめ**（小規模保育事業所B型） 栄町安食2-1-18  
（0歳児から2歳児） TEL 0476-80-0220

短時間 8:00~16:00

標準時間 7:00~18:00

延長保育（別途料金）

朝（短時間）7:00~7:59

夕（短時間）16:01~18:00



休園日 日曜日・祝日、お盆、年末年始（12月29日~1月3日）

**さかえ保育園**（小規模保育事業所A型） 栄町安食 2421-135  
（0歳児から2歳児） TEL 0476-36-8311

短時間 8:30~16:30

標準時間 7:00~18:00

延長保育（別途料金）

朝（短時間）7:00~8:29

夕（短時間）16:01~19:00

（標準時間）18:01~19:00（土曜 18:30）



休園日 日曜日・祝日、年末年始（12月29日~1月3日）  
卒園後は連携施設“みなみ栄保育園”へ進級が可能です。

申請する前に確認してください

- ・保育方針や雰囲気があるので事前に電話で予約のうえ見学をお願いします。
- ・慣らし保育期間は入園から2週間程度あります。期間中は退園時間が早くなります。
- ・延長保育の詳細については、各保育園等にお問い合わせください。

# 1. 申込手続きの前に

- 保 育 園 小学校就学前までの子どもの保護者が就労、出産、疾病、病人の看護など家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育をする児童福祉施設
- 認定こども園 幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設
- 小規模保育事業所 0～2歳児を対象とした少人数で行う保育施設

- 認定こども園や保育園等の利用を希望する場合に、施設を利用するための「支給認定」を受ける必要があります。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児の保育料は無料です。  
※給食費、教材費、行事費などは無償化の対象外です。

## 認定区分（4月1日時点の年齢）

| 認定区分 | 対 象  | 利用先                                 |
|------|--|-------------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前児童で、認定こども園・幼稚園での教育を希望する場合           | 認定こども園                              |
| 2号認定 | 満3歳以上の就学前児童で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 | 保育園・認定こども園                          |
| 3号認定 | 満3歳未満の就学前児童で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 | 保育園・認定こども園<br>・地域型保育<br>(小規模保育事業所等) |

## 保育を必要とする事由（2号・3号）

支給認定申請と保育園等の入園申請をする場合には、次のいずれかの事由に該当する必要があります。

- ①就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働等）  
※就労時間については、1ヶ月60時間以上（1日4時間以上、月15日以上が目安）  
※勤務先が多数ある方は、すべての就労証明書を提出してください。
- ②妊娠、出産（産前2ヶ月・産後3ヶ月）  
（例）6月に出産予定の場合・・・4月～8月末日まで保育園利用可
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備も含む）※入所後2か月以内に就労先が決まらなると退所
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他上記の事由に類し、町長が認めた場合

## 保育必要量区分（2号・3号認定）

保育園等を利用する場合、それぞれの家庭の就労等に応じて決まる保育の必要量によって利用できる時間・保育料が異なります。

### ・**保育標準時間**

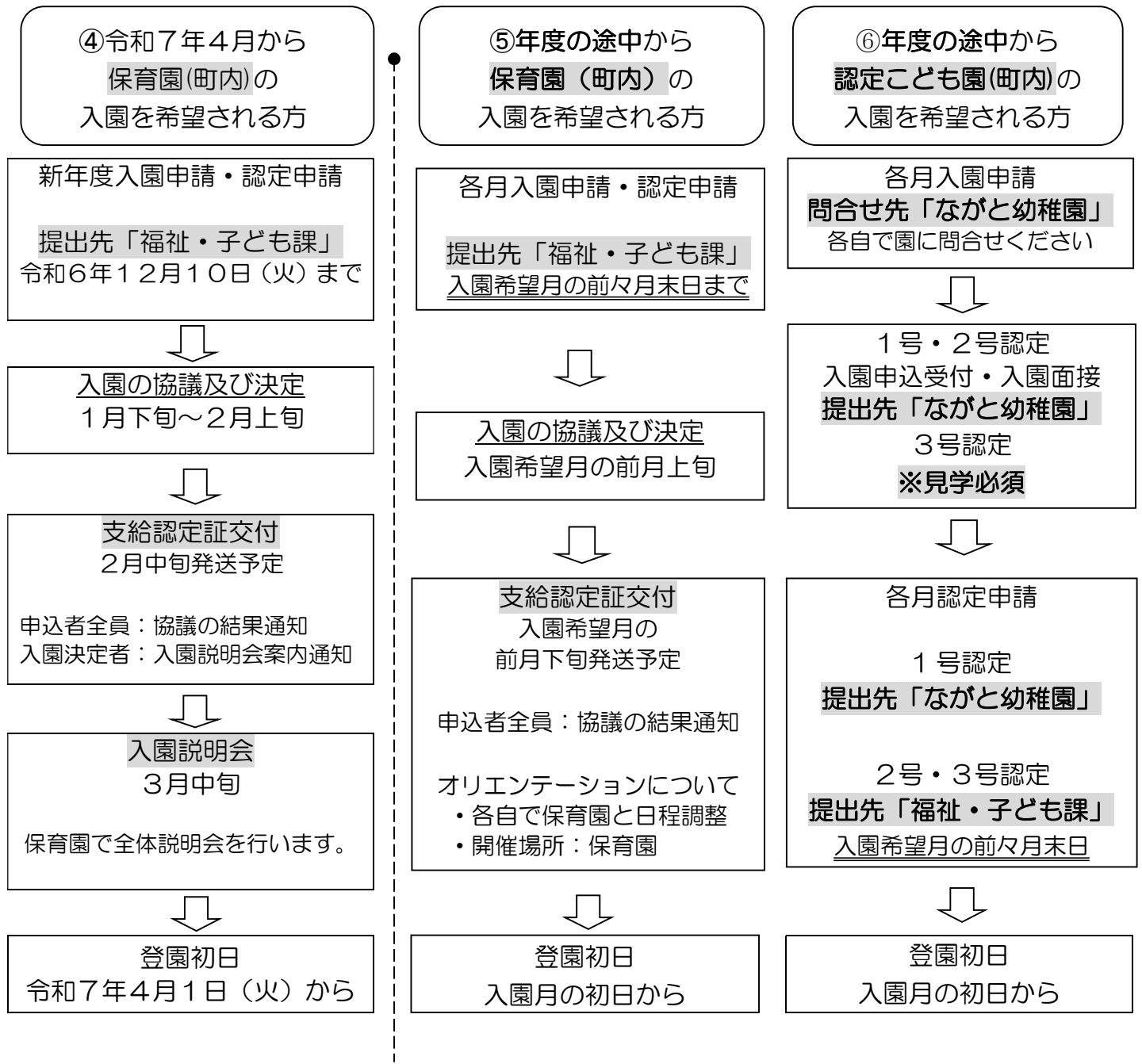
1日当たり11時間、ひと月当たり200時間から275時間まで  
「妊娠・出産」「疾病・障害」など

### ・**保育短時間**

1日当たり8時間、ひと月当たり60時間から200時間未満  
「求職活動」「育児休業」など

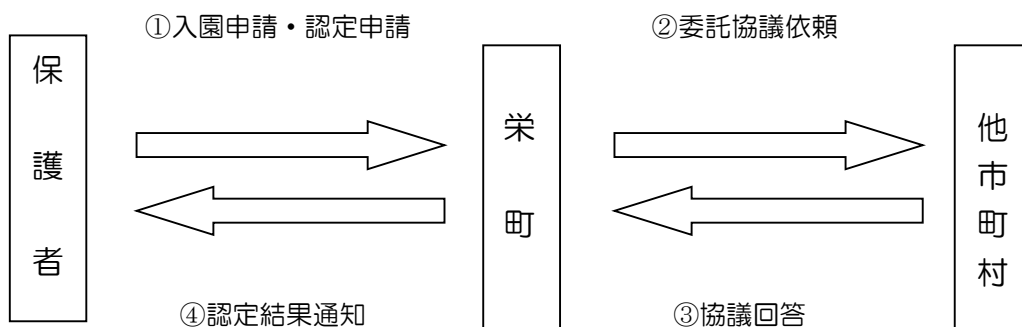
## 2. 申込手続きとしめきり





⑦ 町外の保育園等を希望される方

町外の保育園等をご希望の場合、希望先の市町村に入園資格の条件等を確認の上申請をして下さい。また、市町村により申請期限や必要書類、保育必要事由が異なりますので、詳しくは栄町福祉・子ども課までお問い合わせください。



### 3.必要な書類

福祉・子ども課、こども家庭センター（ふれプラ内）、各保育園等で配布しています。  
町のホームページからもダウンロードできます。

※保育園等利用の手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

提出の際には、保護者のマイナンバーカード、本人確認書類（顔写真付の（運転免許証、旅券））

顔写真付の本人確認書類を持っていない方は健康保険証、年金手帳等の2種類の本人確認ができるものが必要。

#### ①共通書類

| 必要書類   | 注意事項  |
|--|---|
| 施設型給付費・地域型保育給付費<br>等教育・保育給付認定申請書兼入<br>園申請書<br>別紙第1号様式（第6条） | <ul style="list-style-type: none"> <li>裏面④「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、保育料算定に必要なものであるため、署名をお願いします。</li> <li>町内と、勤務先の市町村にある保育園等の両方を希望される場合、左記申請書は、町内用と町外用を各一部ずつ必要です。</li> <li>表面②「利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名」欄に記載のあった施設（事業所）のみ入所協議を行います。</li> </ul> |
| 児童の健康状態調査票<br>別紙第2号様式（第6条第1号）                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギー等の記入は詳細に記入してください。</li> <li>お子様の発達に不安がありましたら、保育士配置の関係上可能な限り詳細に記入をお願いいたします。</li> </ul>  |
| 保護者緊急連絡票<br>別紙第3号様式（第6条第2号）                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡のとれる連絡先（携帯電話等）をご記入ください。</li> </ul>   |

#### ②「保育を必要とする事由」を証明する書類

保護者と20歳以上65歳未満の同居人（祖父母、叔父叔母、兄弟等）は、次の「保育を必要とする事由」に該当する必要書類の提出が必要です。

| 保育を必要とする事由  | 必要書類  |
|---|---|
| 就労（正社員・パート等）<br><br>就労先事業主が記載するものなので<br>早めの依頼をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書</li> <li>※勤務先が多数ある方は、すべての就労証明書を提出してください</li> <li>※就労証明書等の内容について、就労先に内容確認のための連絡およびシフト表など新たな書類の提出をお願いすることがあります。ご了承ください。</li> </ul> |
| 妊娠・出産<br>産前2ヶ月産後3カ月                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳の写し<br/>(表紙と出産予定日が確認できるページ)</li> </ul>   |
| 疾病  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の診断書</li> </ul>  |
| 障がい   | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳等の写し</li> </ul>   |
| 介護  | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護される方の介護保険証（認定済）の写し</li> </ul>  |
| 災害復旧  | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災証明書</li> </ul>   |
| 求職活動（起業準備も含む）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>就労状況申出書</li> </ul>   |
| 就学  | <ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練校の証明書または在学証明書</li> </ul>   |
| 虐待やDVのおそれがあること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援機関利用した際の証明書</li> </ul>   |
| 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること                | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業証明書（就労先の任意様式）</li> </ul>   |



### ③その他必要な書類（該当する方のみ）

| 状況  | 必要書類  |
|---|---|
| ひとり親家庭の場合   | ひとり親家庭を確認できる書類（戸籍謄本等）                                 |
| 拘禁されている場合   | 拘禁証明書   |
| 父母別居中であり、離婚調停中の場合   | 調停中の事実を確認できる書類  |
| お子様が障がい有る場合   | 身体障害者手帳<br>療育手帳<br>精神障害者保健福祉手帳<br>特別児童扶養手当の受給を確認できる書類 |
| 生活保護を受けている場合  | 生活保護受給証明書   |
| 町外の保育園を希望しており、当該保育園所在地市町村へ転出予定の場合<br>（転出後、転出先市町村で再度申込が必要） | 転出予定日、転出先住所の確認できる書類<br>（賃貸借契約書等の写し等）                  |

### ④税関係書類

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申請書（第1号様式）裏面④「税情報等の提供にあたっての署名欄」に署名をいただければ、税関係書類の提出は不要です。それ以外の方は次の証明書の提出が必要です。

- ① 令和7年8月までの入所希望者で、令和6年1月1日時点で栄町に住民票がない方
- ② 令和7年9月以降の入所希望者で、令和7年1月1日時点で栄町に住民票がない方

| 区分   | 必要書類                         |                    |                                   |
|------|------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
|      | 給与から住民税を引かれている方              | 納付書等で住民税を納付している方   | その他                               |
| ①の場合 | 各市町村の令和6年度特別徴収税額の決定・変更通知書の写し | 各市町村の令和6年度納税通知書の写し | 各市町村の令和6年度課税証明書<br>※未申告の方は申告して下さい |
| ②の場合 | 各市町村の令和7年度特別徴収税額の決定・変更通知書の写し | 各市町村の令和7年度納税通知書の写し | 各市町村の令和7年度課税証明書<br>※未申告の方は申告して下さい |

※保護者が市町村民税非課税の場合、同居している扶養義務者（祖父母等）の課税額により算定させていただきます。



## 4.結果（認定こども園の1号認定を除く）

保護者（または同居の親族等）の状況により、保育の必要性を指数化し優先度の高い順から入所が決定します。

- ・入所できる ⇒入所承諾通知書を郵送
- ・入所できない ⇒「入所保留通知書」を郵送

※継続協議を希望の場合は、申請いただいた書類により年度内の入所協議を継続します。保育を必要とする事由など申請内容に変更があった場合は、担当までご連絡ください。

## 5.保育料

保育料は、保護者（父・母）などの「市町村民税所得割課税額」を基本に決定いたします。

（4～8月⇒前年度課税額、9～3月⇒当年度の課税額）

※前年分の所得による利用者負担額への変更時期は毎年9月となります。

- ・「市町村民税所得割課税額」には、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ・「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届」の提出後、保育料が変更となる場合は、届出の翌月から保育料が変更となります。
- ・税の更正があった場合、翌月から保育料が変更となります。
- ・理由なく長期にわたり保育料の未納が続いた場合、法令に基づいた処分を実施します。

### ○副食費について

年収約360万円未満相当世帯（第4階層の一部：所得割57,700円未満まで）が免除の対象となります。対象者には、随時通知しております。

### ○同一世帯から2人以上の未就学児の児童がいる場合の保育料について

保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設に入所または児童デイサービスを利用している場合の未就学児の2人目以降の児童の保育料は次のとおりです。

- ①2人目の児童（未就学児である2人目の子）の保育料の額は、その児童に係る保育料の額の半額
- ②3人目以降の児童（未就学児である3人目の子）の保育料は無料

※年収約360万円未満相当世帯（第4階層の一部：所得割57,700円未満まで）は、年齢制限撤廃で多子軽減の対象になる場合があります。認定書をご確認ください。

## 令和7年度栄町認定こども園・認可保育所等徴収金額表

(単位：円)

| 各月初日の支給認定保護者の区分 |   |  | 徴収金額（月額）   |           |            |           |            |           |        |
|-----------------|---|--|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|--------|
| 階層<br>区分        | 定義  |  | 0～2歳児クラス   |           | 3～5歳児クラス   |           |            |           |        |
|                 |   |  | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 |        |
| 第1              | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）               |  | 0          | 0         | 0円         |           |            |           |        |
| 第2              | 市町村民税<br>非課税世帯<br>(多子軽減対象)                          | 第1子  | 0          |           |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第2子  | 0          |           |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第3子  | 0          |           |            |           |            |           |        |
| 第3              | 48,600円未<br>満<br>(多子軽減対象)                           | 第1子  | 14,700     | 14,500    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第2子  | 7,350      | 7,250     |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第3子  | 0          | 0         |            |           |            |           |        |
| 第4              | 市<br>町<br>村<br>民<br>税<br>所<br>得<br>割<br>課<br>税<br>額 | 48,600円以<br>上<br>97,000円未<br>満<br>(うち57,700<br>円未満は<br>多子軽減対象) | 第1子        | 22,500    |            |           |            |           | 22,200 |
|                 |   |  | 第2子        | 11,250    |            |           |            |           | 11,100 |
|                 |   |  | 第3子        | 0         |            |           |            |           | 0      |
| 第5              | 97,000円以<br>上<br>169,000円未<br>満                     | 第1子  | 33,400     | 32,900    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第2子  | 16,700     | 16,450    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第3子  | 0          | 0         |            |           |            |           |        |
| 第6              | 169,000円以<br>上<br>301,000円未<br>満                    | 第1子  | 45,800     | 45,100    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第2子  | 22,900     | 22,550    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第3子  | 0          | 0         |            |           |            |           |        |
| 第7              | 301,000円以<br>上<br>397,000円未<br>満                    | 第1子  | 60,000     | 59,000    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第2子  | 30,000     | 29,500    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第3子  | 0          | 0         |            |           |            |           |        |
| 第8              | 397,000円以<br>上                                      | 第1子  | 70,800     | 69,600    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第2子  | 35,400     | 34,800    |            |           |            |           |        |
|                 |   | 第3子  | 0          | 0         |            |           |            |           |        |

※3～5歳児クラスのお子さんの保育料は無償になりますが、給食費は無償化の対象になりません。  
給食費の額は各園により金額が異なりますので、直接各園にお問合せください。



母子・父子世帯、障がい児（者）のいる世帯等の第2、第3、第4階層の一部の保育料

(単位：円)

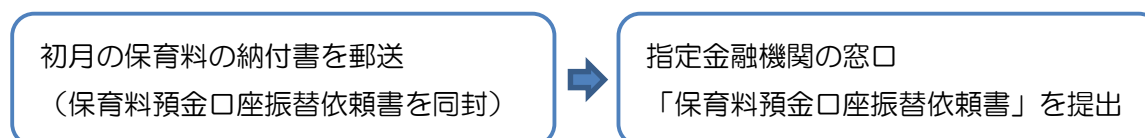
| 階層区分等                          |     | 徴収金額（月額）   |           |            |           |            |           |
|--------------------------------|-----|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|                                |     | 0～2歳児クラス   |           | 3～5歳児クラス   |           |            |           |
|                                |     | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 | 保育<br>標準時間 | 保育<br>短時間 |
| 第2                             | 第1子 | 0          | 0         | 0円         |           |            |           |
|                                | 第2子 | 0          | 0         |            |           |            |           |
|                                | 第3子 | 0          | 0         |            |           |            |           |
| 第3                             | 第1子 | 6,750      | 6,750     |            |           |            |           |
|                                | 第2子 | 0          | 0         |            |           |            |           |
|                                | 第3子 | 0          | 0         |            |           |            |           |
| 第4<br>(所得割<br>77,101<br>円未満まで) | 第1子 | 6,750      | 6,750     |            |           |            |           |
|                                | 第2子 | 0          | 0         |            |           |            |           |
|                                | 第3子 | 0          | 0         |            |           |            |           |

○保育料の納入方法

口座引き落とし日

毎月末日（末日が土・日・祝日の場合は翌営業日）

口座振替の手続きについて



指定金融機関

千葉銀行・京葉銀行・西印旛農業協同組合・ゆうちょ銀行

- ・ 口座振替手続きは時間を要しますので、手続きが完了するまでは納付書で納入してください。
- ・ すでに手続き済みの兄弟がいても、新しく入園する児童は口座振替手続きが必要です。
- ・ 「ながと幼稚園」「うさぎとかめ」「さかえ保育園」については、直接園に保育料をお支払いいただきます。

## 6.認定変更について

入園後、次に該当する場合は変更の手続きが必要となります。

提出締め切りは毎月第4月曜日です。

届出後の翌月から変更しますので、早めの手続きをお願いいたします。

| 認定変更事由              | 具体例                          | 必要書類                       | 提出するもの  | 備考   |  |
|---------------------|------------------------------|----------------------------|---|--|--|
| 「保育を必要とする事由」が変わったとき | 保護者の就労状況が決定・変更したとき           | 新しい就労先の就労証明書               | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（第21号様式）<br>※「保育必要量」が変わったときのみ | 求職活動により入園した場合、 <b>2か月以内</b> に就労先を決めていただく必要があります。 |  |
|                     | 保護者が退職または職業訓練等を終えて求職活動となったとき | 就労状況申出書                    |   | 認定変更後、 <b>2か月以内</b> に就労先を決めていただく必要があります。         |  |
|                     | 第2子以降を妊娠したとき                 | 母子手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できるページ） |   | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書（第21号様式）           |  |
|                     | 出産後、育児休業を取得するとき              | 育児休業証明書（就労先の任意様式）          |   |  |  |
| 家庭状況が変わったとき         | 転居・出産・離婚等                    |                            | 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更届（第21号様式）                    | 税務関係書類や家庭状況を確認するための書類が必要になることがあります。              |  |



## ○次年度の保育園等の継続利用について

次年度も継続利用を希望される保護者の方は、次の書類の提出が必要です。

- 配布時期 11月1日に保育園等から個別に配布
- 提出書類 「施設型給付費・地域型保育給付費等現況届書」ほか  
保育を必要とする事由を証明する書類など

※就労証明書の内容について、就労先に確認のため連絡する場合があります。

※就労証明書等の虚偽の申立てや家庭内保育が可能と判断された場合は、入園を解除することがあります。

## ○退園について

転園等で退園することが決まったら、早めに福祉・子ども課にご連絡ください。  
以下に該当する場合も退園の手続きが必要となります。

- ① 求職活動により入園していたが、2ヶ月の間に就労先が見つからなかった場合
- ② 妊娠・出産により入園していたが、産前2ヶ月・産後3ヶ月の5ヶ月間を経過し  
就労証明書や育児休業証明書の提出がない場合
- ③ 他市町村へ転出する場合（保護者が在勤者である場合を除く。）
- ④ 入園申請内容や継続審査書類内容に虚偽があった場合
- ⑤ 2か月間登園が確認できない場合